

第30次地方制度調査会

第35回専門小委員会 提出資料

平成25年6月3日

全国知事会

基礎自治体のあり方について

広域連携の仕組み等について

- 地方自治制度の基本的方向性として、地域の実情に応じて地方公共団体が選択できる仕組みとすることが重要である。
- 住民に身近なサービスは住民に身近な市町村が担うのが原則であり、今後ともサービスを維持するために広域連携の選択肢を増やすことは必要である。
- 一方、広域連携の充実にとどまらず、住民自治確保の観点から小さな町村でも独自の町づくりや村おこしができるような仕組みを考えられないか。(例えば、議会に代わる町村総会の活用、シティーマネージャー等)

都道府県による補完について

- 小規模市町村では処理困難な事務については、近隣市町村との広域連携で可能な限り対応すべきであり、それでも解決できない場合の制度として、都道府県による垂直補完という選択肢を検討すべきである。
- 都道府県による補完を実施するか否かについては、地域の事情は様々なので、対象とする事務の範囲も含め、関係市町村と都道府県の自主的な判断に委ねる制度とすべきである。

【課題等】

- ・都道府県に当該事務の処理体制があること、都道府県に対する十分な財政措置を講ずることが必要である。
- ・柔軟な連携の仕組みを含め、責任の明確化、住民意向の反映などの課題を踏まえて制度設計の検討を行う必要がある。
- ・市町村の果たすべき役割や住民自治等の点で課題があるので、原則として条件不利地域などの例外的な制度とすべきである。

広域連携の仕組みを活用した権限移譲の推進【埼玉県】

パスポート 交付事務の権限移譲

ねらい

- (住民) パスポートセンターが遠くて不便
- ・ 移動時間や交通費が負担 (住民)
 - ・ きめ細かなセンター設置はできない (県)



- 権限移譲により身近な市町村に窓口を開設
- ・ 戸籍の取得とあわせたワンストップサービスの実現
 - ・ 住民課窓口による効率的な事務執行

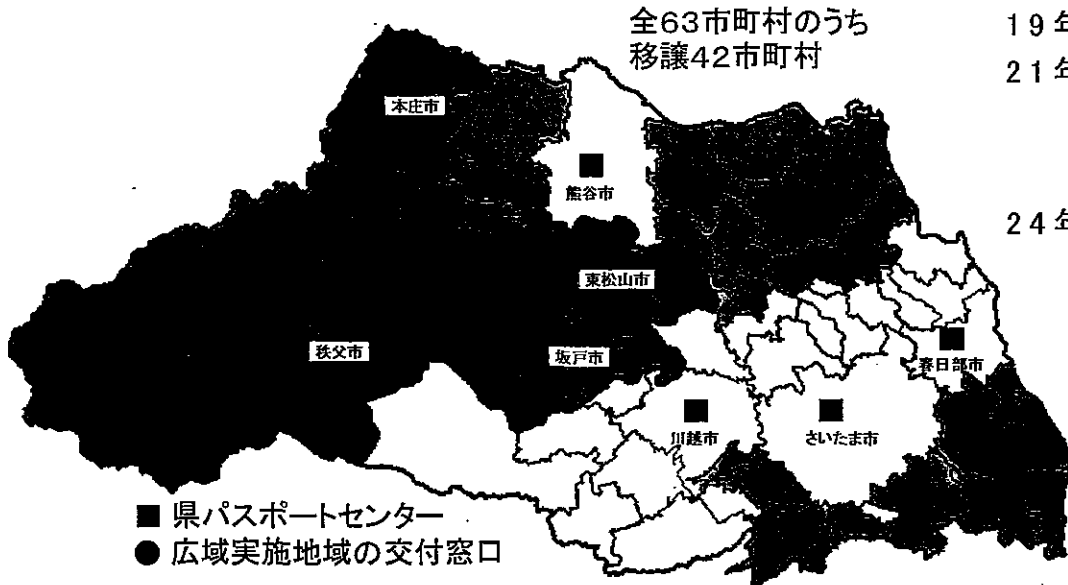
課題

- (市町村) 負担が大きく受け入れできない
- ・ 小規模町村では対応できない
 - ・ 他市町村で実績のない事務の受け入れは不安



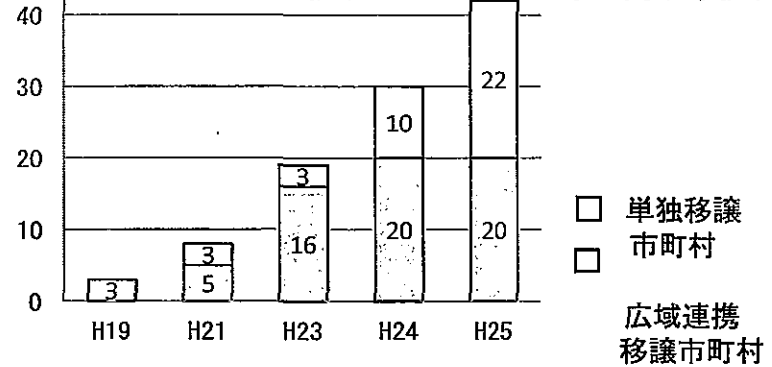
- 広域連携の仕組みの活用 (中心市への事務委託)
- ・ 中心市への窓口設置により小規模市町村でも受入可能に
 - ・ 県の丁寧な支援 (交付金・職員派遣・研修実施など)

パスポート 交付事務移譲市町村 (H25)



パスポート 交付事務移譲市町村の推移

- 19年度～ 県センターから離れた大都市に移譲 (3市)
- 21年度～ 広域連携の仕組みの活用 (4地域20市町村)
H21: 秩父市を中心とする地域
H23: 本庄市及び東松山市を中心とする2地域
H24: 坂戸市を中心とする地域
- 24年度～ 他の地域でも広く移譲が拡大 (22市町村が単独で受入)



広域連携が引きがねになって移譲が拡大!

大都市制度のあり方について

指定都市への事務移譲について

- 指定都市への事務移譲については、個別の事務ごとに検討すべきである。
- 必ずしも全国一律に移譲するのではなく、地域ごとに課題の解決や合意形成を図った上で事務移譲を進められるようにすべきである。

指定都市への財政措置について

- 財政措置の検討に当たっては、移譲事務をまず決定した上で、それに見合う財政措置を議論すべきである。
- 都道府県には指定都市と比較して安定した税源が十分に与えられていないこと、地域によって財政状況が大きく異なること、現行の財政措置の状況などに十分留意した上で検討すべきである。

【財政措置の具体的内容】

- ・「現時点では判断できない」とする意見が多いが、ほかに「交付税措置」、「税源移譲と交付税措置」、「税交付金と交付税措置」という意見がある。

【税源移譲の検討】

- ・税源移譲は事務移譲と同時に実施すべきという意見があるが、中長期的に安定的な地方税財政制度の構築などについて十分議論することが必要である。

【今後の議論の進め方】

- ・「道府県と指定都市が協議すべき」と「地方制度調査会で方向性を議論すべき」という意見がある。後者においても、道府県と指定都市が合意形成を図りながら進めることが重要であると考えている。